

揺らぐ安全神話

柏崎刈羽原発

原子力基本法(一九五五年公布)によって日本の原子力利用の歴史が始まってから既に半世紀余り。実は、原発の設置許可申請が国の安全審査で却下されたことは一度もない。電力会社が不合格にされる前に、「追試」を繰り返して受けていたからだ。

東京・霞が関の官庁街に近いビルの二階「原子力公開資料センター」で、追試の跡を見ることが出来る。センター内の東京電力柏崎刈羽原発のコーナー。東電が国に提出した1号機の設置許可申請書の分厚いフ

はがれたベール

検証・設置審査

< 5 >

原子力施設の耐震安全性などについて議論する国の作業部会の傍聴者。国の方針をいち早く把握しようと、電力会社の社員の姿も目立つ。東京・霞が関の経済産業省別館

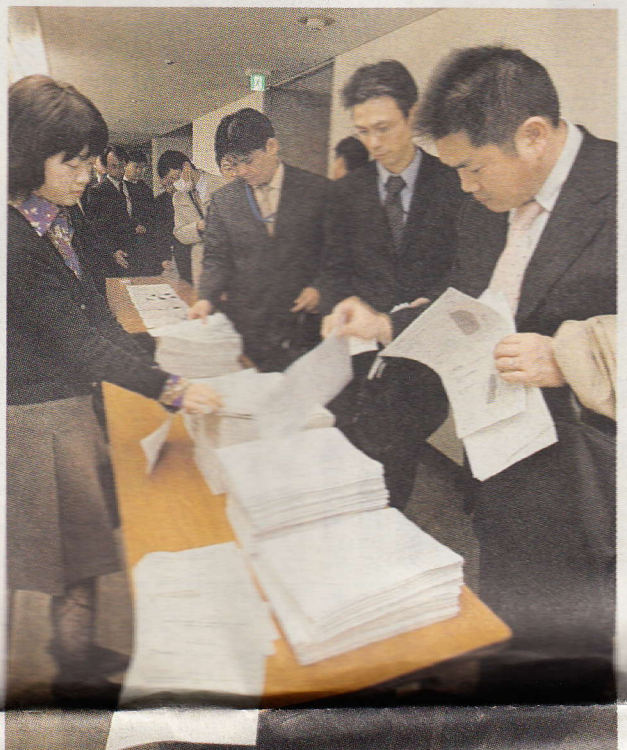
ファイルが並ぶ。七五年三月に最初に提出されたものに、差し替えた修正版が加え、許可が下りる二カ月という。だが、この存在自体が、原発審査が許可を前もってしているとの疑念を深めている。

七七年版は、表紙に金文字で「昭和52年7月一部補正」と記されている。目次を追つと、追加補正を意味

■行政通じ把握

「電力会社の申請は審査局の役人は「いや、それはあ

回想は生々しい。



「追試」重ね却下ゼロ

国と電力あうんの呼吸

する「追補」の文字が付いた書類が十五件約七百七十ページもあることが分かる。「それが審査そのものですよ。補正は審査した結果を表している」。柏崎刈羽の審査に二度かわった東京工業大教授の衣笠善博(みよし)は強調した。

追加補正分は、電力会社が申請書の内容の不備を審査に「却下」と言われる前に修

た専門家は原発の立地点を本心に適当だと思つていたのか。垣見は正面からは答えず、「本音を言えば、適地を選べるなら選はせてもらいたい」と、立地候補地決定後にしか審査できない歯がゆさをにじませた。

■「ただの視察」

審査委員が立地地域を訪れた場所を歩いただけ。ただの視察だ」と吐き捨てた。

却下ゼロの実態から「出来レース」にも見える安全審査。その過程では、電力会社とのなれ合いも生じていた。(文中敬称略)